

審査方法について

1. 事前資料の配布
しまだ市民遺産認定推薦書・写真等資料の配布

2. 現地視察(要検討)
古民家 野菊の宿
大津野田城と城山古墳
明神社と3本杉
五月祭り熊野神社(湯屋権現)

3. 本審査

- ① 分類ごとに事務局が説明、審査委員は1件毎審査票を記入する。

審査委員は以下の項目に着眼し、審査する。

- ・地域性（地域の特色や思い）
- ・継続性（保存活動の継承、自立的活動）

2項目を4点満点で評価（無記名）

- 4点 大変良い（市民遺産としての価値が十分に認められる）
- 3点 良い（市民遺産としての価値が認められる）
- 2点 普通（価値がないわけではないが市民遺産にするまでのものではない）
- 1点 不適（市民遺産にふさわしくない）

- ② 全ての説明が終了後、審査協議

- ・1件ずつ審査票の平均点数でその可否を判断する。
- ・平均点数6点以上は認定候補とし、5点未満は否とする。
5点台は協議を要する。
- ・1案件に委員の過半数が1点を採点した場合は協議を要さず不適とする。

* 審査員が関係者である場合は、該当案件の審査権を持たない。

- ・却下の場合は、理由を明確にする。

審査の流れ

2月24日 事前資料配布



3月 日 現地調査



月 日 本審査

1. 事務局による概要説明 分類ごと
2. 審査票の記入

8点満点評価

4点×2項目

3. 審査票回収
4. 集計
5. 平均点により認定の可否の決定